



7 九 経 第 595 号
令和 7 年 7 月 4 日

農林中央金庫福岡支店長 殿

九州農政局長

令和 7 年 7 月 3 日からのトカラ列島近海を震源とする地震に伴う災害等に対する
金融上の措置について

今回の令和 7 年 7 月 3 日からのトカラ列島近海を震源とする地震に伴う災害等（災害のおそれを含む。以下同じ。）により災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された鹿児島県十島村内の被災者等に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるとともに、貴金庫会員に対し指導願います。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

また、別添のとおり関係機関に要請を行いましたので御了知願います。

- 1 貯金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって貯金者本人の申出であることを確認して払戻しに応ずること。
- 2 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、当該貯金等を担保とする貸付にも応ずること。
- 3 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いの上取立てができることとすること。
- 4 今回の災害等のため支払ができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
- 5 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
- 6 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- 7 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続の簡便化、融資の迅速化、既存融資に係る返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている利用者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- 8 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。
- 9 罹災証明書を求めている手続でも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災者等の便宜を考慮した取扱いとすること。
- 10 休日対応又は平常時間外の対応について適宜配慮すること。

【災害担当者限り】

また、窓口における対応ができない場合であっても、現金自動預払機等において貯金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講じること。

- 11 1 から 10 までに係る措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り利用者に対し広く周知するよう努めること。
- 12 業務停止等の措置を講じた店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底すること。

担 当：九州農政局 経営・事業支援部経営支援課 久木野、池田 TEL：096－211－9111 (内線) 4365、4367
--



7 九 経 第 595 号
令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県信用農業協同組合連合会代表理事理事長 殿

九州農政局長

令和 7 年 7 月 3 日からのトカラ列島近海を震源とする地震に伴う災害等に対する
金融上の措置について

今回の令和 7 年 7 月 3 日からのトカラ列島近海を震源とする地震に伴う災害等（災害のおそれを含む。以下同じ。）により災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された鹿児島県十島村内の被災者等に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるとともに、鹿児島県農業協同組合中央会及び全国共済農業協同組合連合会鹿児島県本部と協力の上で、貴会会員農業協同組合に対し指導願います。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

また、別添のとおり関係機関に要請を行いましたので御了知願います。

- 1 貯金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって貯金者本人の申出であることを確認して払戻しに応ずること。
- 2 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、当該貯金等を担保とする貸付にも応ずること。
- 3 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いの上取立てができることとすること。
- 4 今回の災害等のため支払ができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
- 5 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
- 6 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- 7 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続の簡便化、融資の迅速化、既存融資に係る返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている利用者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- 8 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。
- 9 罹災証明書を求めている手続でも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被

【災害担当者限り】

災者等の便宜を考慮した取扱いとすること。

- 10 休日対応又は平常時間外の対応について適宜配慮すること。

また、窓口における対応ができない場合であっても、現金自動預払機等において貯金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講じること。

- 11 1 から 10 までに係る措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り利用者に対し広く周知するよう努めること。

- 12 業務停止等の措置を講じた店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底すること。

担 当：九州農政局 経営・事業支援部経営支援課 久木野、池田 TEL：096-211-9111 (内線) 4365、4367
--

写

7 九 経 第 595 号
令和 7 年 7 月 4 日

全国共済農業協同組合連合会鹿児島県本部長 殿

九州農政局長

令和 7 年 7 月 3 日からのトカラ列島近海を震源とする地震に伴う災害等に対する
金融上の措置について

今回の令和 7 年 7 月 3 日からのトカラ列島近海を震源とする地震に伴う災害等（災害のおそれを含む。以下同じ。）により災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された鹿児島県十島村内の被災者等に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるとともに、鹿児島県農業協同組合中央会及び鹿児島県信用農業協同組合連合会と協力の上で、貴会会員農業協同組合に対し指導願います。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

また、別添のとおり関係機関に要請しましたので御了知願います。

1 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

- （1）組合において、共済証書等を紛失等した被災者等については、実情に即した簡易な確認方法をもって共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）の利便を図ることを要請する。
- （2）共済金の支払等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、被災者等の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。

2 業務停止等における対応に関する措置

組合において、共済事業に関する業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底するよう要請する。

担 当：九州農政局 経営・事業支援部経営支援課 久木野、池田 TEL：096-211-9111 (内線) 4365、4367
--

写

7 九 経 第 595 号
令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県農業協同組合中央会代表理事会長 殿

九州農政局長

令和 7 年 7 月 3 日からのトカラ列島近海を震源とする地震に伴う災害等に対する
金融上の措置について

今回の令和 7 年 7 月 3 日からのトカラ列島近海を震源とする地震に伴う災害等（災害のおそれを含む。以下同じ。）により災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された鹿児島県十島村内の被災者等に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう、別添のとおり鹿児島県信用農業協同組合連合会代表理事理事長及び全国共済農業協同組合連合会鹿児島県本部長に要請しましたので、関係機関と協力の上、貴会会員に対し周知願います。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

I 信用事業

- 1 貯金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって貯金者本人の申出であることを確認して払戻しに応ずること。
- 2 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、当該貯金等を担保とする貸付にも応ずること。
- 3 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いの上取立てができることとすること。
- 4 今回の災害等のため支払ができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
- 5 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
- 6 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- 7 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続の簡便化、融資の迅速化、既存融資に係る返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている利用者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- 8 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。
- 9 罹災証明書を求めている手続でも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写

【災害担当者限り】

真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災者等の便宜を考慮した取扱いとすること。

10 休日対応又は平常時間外の対応について適宜配慮すること。

また、窓口における対応ができない場合であっても、現金自動預払機等において貯金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講じること。

11 1 から 10 までに係る措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り利用者に対し広く周知するよう努めること。

12 業務停止等の措置を講じた店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底すること。

Ⅱ 共済事業

1 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

(1) 組合において、共済証書等を紛失等した被災者等については、実情に即した簡易な確認方法をもって共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）の利便を図ることを要請する。

(2) 共済金の支払等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、被災者等の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。

2 業務停止等における対応に関する措置

組合において、共済事業に関する業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

担 当：九州農政局

経営・事業支援部経営支援課
久木野、池田

TEL：096-211-9111

（内線）4365、4367